

「特別警報」 制定 - 西日本防災システム

2013 03 08

3月8日政府は豪雨や大規模津波、火山噴火など重大な災害が迫っていることを気象庁が伝える「特別警報」の新設を盛り込んだ気象業務法の改正案を閣議決定しました。

従来の警報より上位に位置付けられ、住民の確実な避難に結び付けるのが狙いのようです。

この改正によって、気象災害などに注意を呼び掛ける主な情報は「注意報」「警報」「特別警報」の3段階になります。ですが、「具体的に住民が何をすればいいのかわからない」とか、気象庁など行政が出す防災情報の精度には限界があることなどから「避難を最終的に行動の判断するのは住民自身で『情報によって住民を動かす』という考え方は問題」との批判もあるようです。

改正案によりますと、特別警報の発表基準は、気象庁が都道府県の意見を聴いた上で決定するようです。豪雨の場合、2011年の台風12号に伴う紀伊半島豪雨など「数十年に一度」の大雨を想定しているようです。津波は、7日に改善されたばかりの大津波警報（津波の予想高さ3メートル超）を特別警報と位置付ける方針だそうです。（以下参照）

大津波警報 津波警報

気象庁の新しい津波警報の運用が3月7日に始まりました。マグニチュード8を超える巨大地震の大津波警報と津波警報は、地震後3分をめどに発表する第1報で高さ予想を出さず「巨大」「高い」と表現されます。非常事態であることを伝え迅速な避難を呼び掛けます。東日本大震災を教訓に従来の「予測精度重視」から、より危機感を促す方向に転換したようです。

新警報は、3メートルを超す津波が予想される大津波警報で「巨大」、1メートル超と見込まれる津波警報で「高い」と表現されます。また「東日本大震災クラスの津波が来襲」や「M8を超える巨大地震と推定」といった文言も盛り込まれるようです。

地震後15分以内を目標に出す第2報以降で高さ予想を発表する場合も、「10メートル超」「10メートル」「5メートル」「3メートル」「1メートル」の5段階区分とされ、従来の8段階から簡潔になりました。

想定外というあまりにも子供じみた逃げ口上に対して批判が続いたため、今度は誇大警告が心配されます。いずれにしても的確で、正しい、素早い情報を期待します。と同時に私達は出された情報に確実に、迅速に、正しく反応することを肝に銘じなければいけませんね。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

